

平成30年度 介護報酬改定・制度改正のポイント

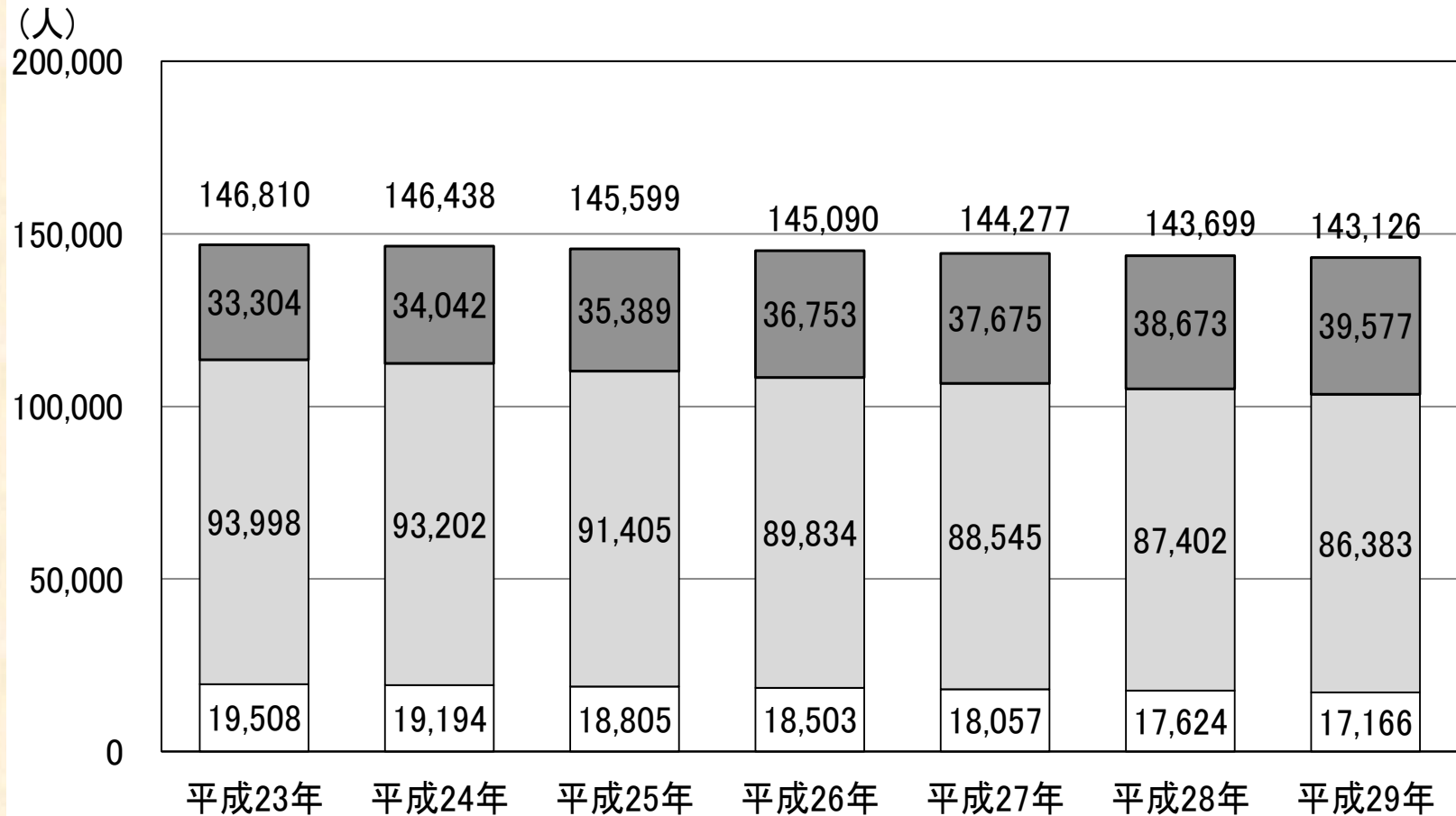


平成30年3月16日（金曜日）
午後4時～5時
四中地区公民館
土浦市保健福祉部高齢福祉課

目次

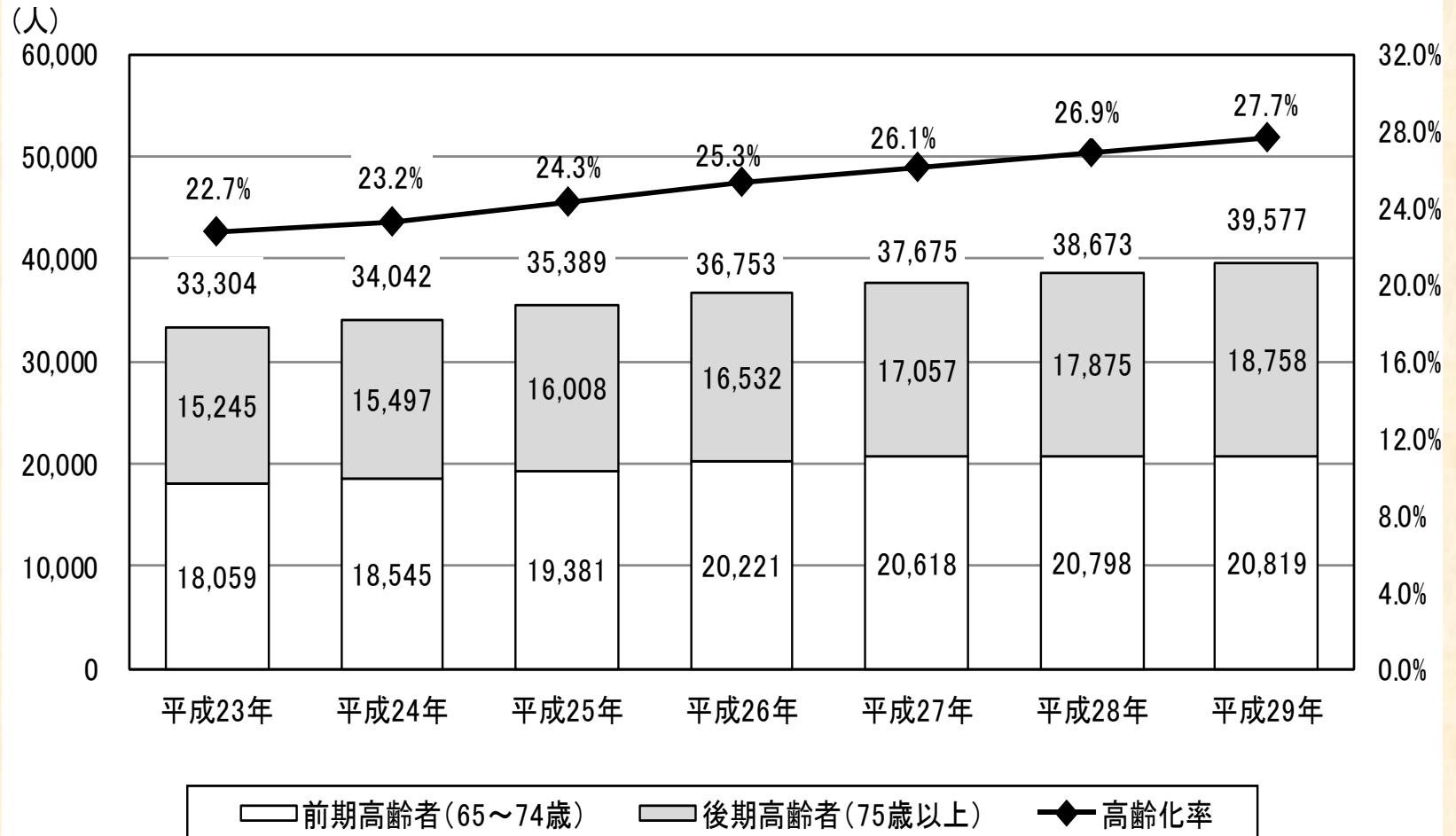
- ①土浦市の現状
 - ②介護報酬改定について
 - ③制度改正について
 - ④介護予防・日常生活支援総合事業について
 - ⑤その他
-

①-1 土浦市の現状 <総人口の推移>

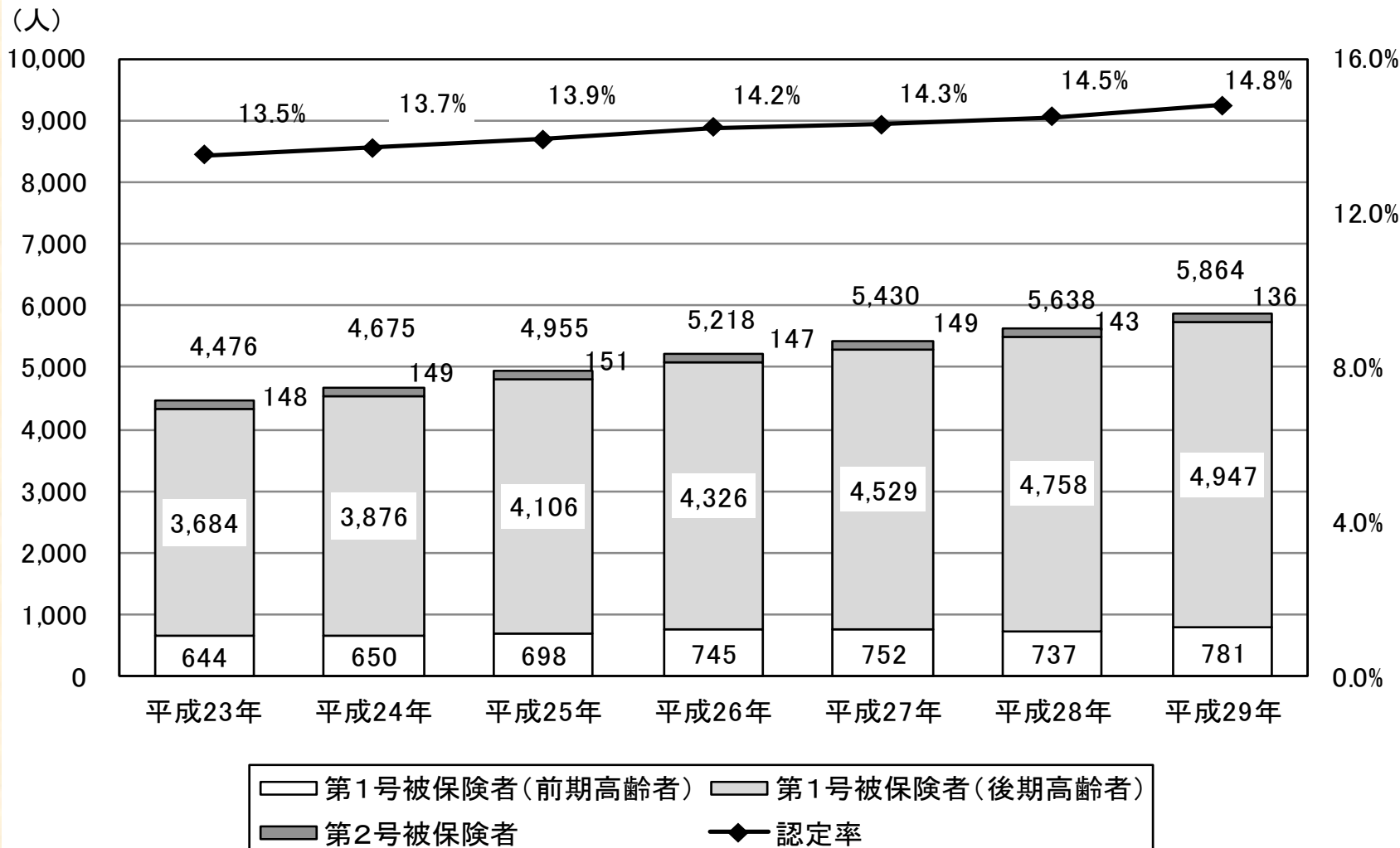


□年少人口(0~14歳) □生産年齢人口(15~64歳) ■高齢者人口(65歳以上)

①-2 土浦市の現状 <高齢者人口の推移>



①-3 土浦市の現状 <要支援・要介護認定者の推移>



②-1 平成30年度介護報酬改定について

平成30年度介護報酬改定の概要

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、平成30年度介護報酬改定により、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進。

平成30年度介護報酬改定

改定率: +0.54%

I 地域包括ケアシステムの推進

■ 中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備

【主な事項】

- 中重度の在宅要介護者や、居住系サービス利用者、特別養護老人ホーム入所者の医療ニーズへの対応
- 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進
- 医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設
- ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- 認知症の人への対応の強化
- 口腔衛生管理の充実と栄養改善の取組の推進
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

II 自立支援・重度化防止に関する質の高い介護サービスの実現

■ 介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現

【主な事項】

- リハビリテーションに関する医師の関与の強化
- リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充
- 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立支援・重度化防止の推進
- 通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入
- 褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設
- 身体的拘束等の適正化の推進

III 多様な人材の確保と生産性の向上

■ 人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進

【主な事項】

- 生活援助の担い手の拡大
- 介護ロボットの活用の促進
- 定期巡回型サービスのオペレーターの専任要件の緩和
- ICTを活用したリハビリテーション会議への参加
- 地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の見直し

IV 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

■ 介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

【主な事項】

- 福祉用具貸与の価格の上限設定等
- 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等
- サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し
- 通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等
- 長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成15年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援の観点に立った居宅介護支援(ケアマネジメント)の確立 ○ 自立支援を指向する在宅サービスの評価 ○ 施設サービスの質の向上と適正化 	▲2.3%
平成17年10月改定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居住費(滞在費)に関連する介護報酬の見直し ○ 食費に関連する介護報酬の見直し ○ 居住費(滞在費)及び食費に関連する運営基準等の見直し 	
平成18年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中重度者への支援強化 ○ 介護予防、リハビリテーションの推進 ○ 地域包括ケア、認知症ケアの確立 ○ サービスの質の向上 ○ 医療と介護の機能分担・連携の明確化 	▲0.5% [▲2.4%] ※[]は平成17年10月改定分を含む。
平成21年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護従事者の人材確保・処遇改善 ○ 医療との連携や認知症ケアの充実 ○ 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証 	3.0%
平成24年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅サービスの充実と施設の重点化 ○ 自立支援型サービスの強化と重点化 ○ 医療と介護の連携・機能分担 ○ 介護人材の確保とサービスの質の評価 	1.2%
平成26年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費税の引き上げ(8%)への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本単位数等の引き上げ ・ 区分支給限度基準額の引き上げ 	0.63%
平成27年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化 ○ 介護人材確保対策の推進 ○ サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築 	▲2.27%
平成29年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材の処遇改善 	1.14%
平成30年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現 ○ 多様な人材の確保と生産性の向上 ○ 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保 	0.54%

②-2 各サービスにおける改定事項

平成30年1月26日

第158回 社会保障審議会 介護給付費分科会 参考資料1

「平成30年度介護報酬改定における各サービス毎の改定事項について」



抜粋

※別紙1を参照

○居宅介護支援

○訪問介護

○通所介護

○地域区分

・土浦市は6級地に変更なし。

・牛久市（5→4級地）、水戸市・日立市（6→5級地）に変更。

③制度改正について

○費用負担の公平化

- 3割負担の導入（平成30年8月～）
- 自己負担の年間上限の設定

○新たなサービスの導入

- 共生型サービス
- 介護医療院

○その他

- 指定権限の委譲、サービスの廃止
（居宅介護支援事業所、介護予防訪問介護、介護予防通所介護）
-

③-1 改正内容の整理と解説 <施行日順>

平成30年4月1日

- 指定権限の委譲（居宅介護支援事業所）
- サービスの廃止（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）
- 新たなサービスの導入（共生型サービス、介護医療院）

平成30年8月1日

- 3割負担の導入
 - 自己負担の年間上限の設定
-

平成30年4月1日

○指定権限の移譲（居宅介護支援事業所）

- 指定権者が都道府県から市町村に移行します。
- 各種届出（指定届、変更届、加算の届出等）の提出先は、事業所所在地の市町村となります。
- 土浦市ホームページに居宅介護支援事業所向けのページを作成しますので、随時確認をお願いします。

○サービスの廃止

- 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護サービスが廃止となります。
- 平成30年4月サービス分からの請求・給付管理にご注意ください。

→サービスコード 訪問型サービス A2（独自）

通所型サービス A6（独自）

○新たなサービスの導入 1.介護医療院

介護医療院の概要

(定義) (介護保険法第8条第29項)

介護医療院とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

(基本方針)

第二条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成30年厚生省令第5号))



○医療の必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設

(参考1) 介護老人福祉施設の定義

老人福祉法第二十条の五 に規定する特別養護老人ホーム (入所定員が三十人以上であるものに限る。以下この項において同じ。) であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設

(参考2) 介護老人保健施設の定義

要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようになるための支援が必要である者 (その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において単に「要介護者」という。) に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたもの

介護医療院のイメージ

第5回療養病床の在り方等に関する特別部会 資料（一部改変）

	介護医療院													
	(I)	(II)												
基本的性格	要介護高齢者の長期療養・生活施設													
設置根拠 (法律)	介護保険法 ※ 生活施設としての機能重視を明確化。 ※ 医療は提供するため、医療法の医療提供施設にする。													
主な利用者像	重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する 認知症高齢者 等 (療養機能強化型A・B相当)	左記と比べて、容体は比較的安定した者												
施設基準 (最低基準)	<p><u>介護療養病床相当</u> (参考：現行の介護療養病床の基準)</p> <table border="1"> <tr><td>医師</td><td>48対1 (3人以上)</td></tr> <tr><td>看護</td><td>6対1</td></tr> <tr><td>介護</td><td>6対1</td></tr> </table>	医師	48対1 (3人以上)	看護	6対1	介護	6対1	<p><u>老健施設相当以上</u> (参考：現行の老健施設の基準)</p> <table border="1"> <tr><td>医師</td><td>100対1 (1人以上)</td></tr> <tr><td>看護</td><td>3対1</td></tr> <tr><td>介護</td><td>※ うち看護2/7程度</td></tr> </table>	医師	100対1 (1人以上)	看護	3対1	介護	※ うち看護2/7程度
医師	48対1 (3人以上)													
看護	6対1													
介護	6対1													
医師	100対1 (1人以上)													
看護	3対1													
介護	※ うち看護2/7程度													
面積	老健施設相当 (8.0 m ² /床) ※ 多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りの設置など、プライバシーに配慮した療養環境の整備を検討。													
低所得者への配慮 (法律)	補足給付の対象													

○新たなサービスの導入 2.共生型サービス

共生型サービス

現状・課題

2. 共生型サービスの創設の趣旨等

- 1. で示したことを踏まえ、「地域包括ケア強化法」では、
 - ① 障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、
 - ② 福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、社会保障審議会介護保険部会等において議論を行い、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」を創設することを盛り込み、平成29年5月26日に成立したところである。【参考資料P13、17】
- 具体的には、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるようにするものであり、各事業所は、地域の高齢者や障害児者のニーズを踏まえて、指定を受けるかどうか判断することとなる。【参考資料P17】
- また、参議院厚生労働委員会における「地域包括ケア強化法案」に対する附帯決議において、「共生型サービスの実施に当たっては、従来、障害者が受けていたサービスの量・質の確保に留意し、当事者及び関係団体の意見を十分に踏まえ、その具体的水準を検討、決定すること。」とされている。【参考資料P18】

共生型サービス

現状・課題

5. 共生型サービスの対象サービス

○下記①及び②を踏まえれば、今般基準・報酬を設定する共生型サービスは、以下のとおりとなる。

- ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
- ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等	
ホームヘルプサービス	訪問介護	⇔	居宅介護 重度訪問介護	
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	⇔	生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) 放課後等デイサービス (同上)	
	療養通所介護	⇔	生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所に限る) 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所に限る) 放課後等デイサービス (同上)	
ショートステイ	短期入所生活介護 (予防を含む)	⇔	短期入所	
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組み合わせを一体的に提供するサービス※	(看護) 小規模多機能型居宅介護 (予防を含む)		生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) 放課後等デイサービス (同上)	(通い)
	・通い	→	短期入所	(泊まり)
	・泊まり ・訪問	→	居宅介護 重度訪問介護	(訪問)

※ 障害福祉サービスには介護保険の小規模多機能型居宅介護と同様のサービスは無いが、障害福祉制度の現行の基準該当の仕組みにおいて、障害児者が(看護)小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

③-2 改正内容の整理と解説 <施行日順>

平成30年8月1日

○一定所得者の利用者負担の見直し（※予定）

「費用負担の公平化」という観点から、平成30年8月より、新たな負担割合が導入されます。

- 平成27年8月→2割負担の導入
 - 平成30年8月→3割負担の導入
- 判定の流れは、次のスライドを参照ください。

○自己負担の年間上限の設定

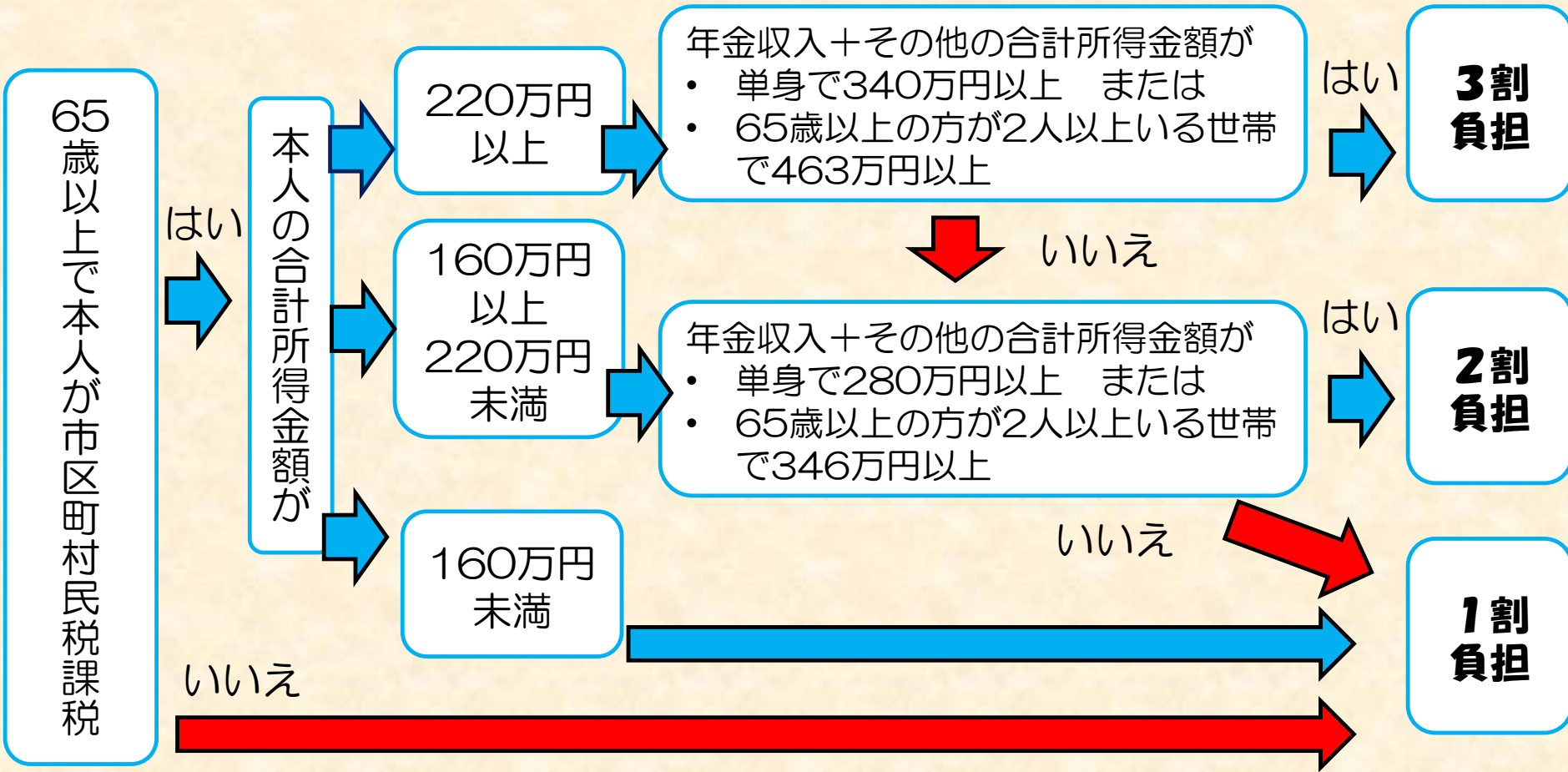
一定の条件を満たす方について、自己負担の年間上限を設定します。

→別紙厚生労働省リーフレットを参照ください。

3割負担の導入（平成30年8月から）

自己負担が2割の方のうち、特に所得の高い方は3割負担になります。

※40～64歳（2号被保険者）は所得にかかわらず、1割負担です。



負担割合の確認方法

○負担割合証の発行

①既に認定を受けている場合

→平成30年7月下旬に負担割合証を送付（※）

②新規で認定を受けた場合

→介護保険被保険者証に負担割合証を同封して送付

※本人の自宅（郵送先変更の手続きがされている場合は、その郵送先）に送付します。事業所への送付等、個別の送付は受け付けません。

●給付額減額がされている方の場合

- ・負担割合が1割または2割の方→自己負担3割
- ・負担割合が3割の方→**自己負担4割**

→給付額減額は被保険者証にのみ記載されますのでご注意ください。

④介護予防・日常生活支援総合事業について

○平成30年度のサービスコード及び単価について
土浦市の単価・地域区分の設定

- ・基準型訪問サービス
- ・基準型通所サービス
- ・介護予防訪問ケアマネジメントA



国の基準に
合わせて設定

平成30年10月に単価の見直しが行われる予定

※H30.2.9付事務連絡

「介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について」

→国の基準に合わせ、土浦市の単価に変更があった場合には連絡をいたします。
地域区分は平成30年4月1日より変更となります（資料12ページ参照）

サービス種類とサービスコード

平成30年4月1日からみなしの単価（A1・A5）は廃止となり、
独自単価（A2・A6）での請求となります。

	平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から
訪問	61（介護予防訪問介護）	A2（基準型訪問サービス・独自）
	A1（基準型訪問サービス・みなし）	
	A2（基準型訪問サービス・独自）	
通所	65（介護予防通所介護）	A6（基準型通所サービス・独自）
	A5（基準型通所サービス・みなし）	
	A6（基準型通所サービス・独自）	

⑤その他（参考資料）

○介護報酬改定・加算届出等について

・厚生労働省ホームページ

「全国介護保険・高齢者保険福祉担当課長会議 資料」

・茨城県長寿福祉課ホームページ

「平成30年度介護報酬改定の概要等事業者説明会の開催について」

○平成30年度改正に伴う請求・サービスコードについて

・茨城県国保連合会ホームページ

「平成30年度制度改正・報酬改定」

○居宅介護支援事業・地域密着型サービス・総合事業について

・土浦市ホームページ

（トップ画面で上記のサービス名・事業名を入力して検索）

お問い合わせ先

- 各種届出、サービス内容・加算等の問い合わせ
(居宅介護支援事業、地域密着型サービス、総合事業)
- 介護保険制度改正について

→土浦市高齢福祉課 介護管理係 029-826-1111 (内線2463)

- 地域包括ケアに関すること

→土浦市高齢福祉課 地域支援係 029-826-1111 (内線2500)

- 各種届出、サービス内容・加算等の問い合わせ
(居宅介護支援事業、地域密着型サービス、総合事業以外のサービス)
- 共生型サービス・介護医療院について

→茨城県介護保険室長寿福祉課 029-301-1111 (代表)

ご清聴ありがとうございました



土浦市保健福祉部高齢福祉課
地域支援係 瀬古澤
介護管理係 三輪